

○ 経済産業省告示第十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十九日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)
(6) 「略」

(7) 二の表の無い水銀に関する水俣条約第

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)
(6) 「略」

(7) 二の表の無い水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニ

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニ

ア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジ
ヤマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュ
タイン、リトアニア、ルクセンブルク、マ
ゼンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ
、マーシャル、モーリタニア、モーリシャ
ス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビ
ア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、
ナイジエリア、ノルウェー、パラオ、パナ
マ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モ
ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク

ア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イスランド、インド、
インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨル
ダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラ
トビア、レバノン、レソト、リヒテンシュ
タイン、リトアニア、ルクセンブルク、マ
ダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、
モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、
モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、
ニカラグア、ニジエール、ナイジエリア、
ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ
、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマ
ニア、ルワンダ、セントクリストファー・

リストファー・ネービス、セントルシア、
サモア、サントメ・プリンシペ、サウジア
ラビア、セネガル、セーシェル、シェラレ
オネ、シンガポール、スロバキア、スロベ
ニア、スリランカ、パレスチナ、スリナム
、スウェーデン、イス、シリア、タイ、
トーゴ、トンガ、ウガンダ、アラブ首長國
連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ
、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

ネービス、セントルシア、サモア、サント
メ・プリンシペ、サンジアラビア、セネガ
ル、セーシェル、シェラレオネ、シンガポ
ール、スロバキア、スロベニア、スリラン
カ、スリナム、スウェーデン、イス、シ
リア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長
國連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ
、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

この告示は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三の9の(7)中「アラブ首長国連邦」を「ウガンダ、アラブ首長国連邦」に改める改正規定 令和元年

五月三十日

二 三の9の(7)中「スリナム」を「パレスチナ、スリナム」に、「ジャマイカ」を「アイルランド、ジャマイカ」に改める改正規定 令和元年六月十六日